

不適切保育の防止

「保育者による虐待報道等」から、
あらためて私の保育・私の園の保育、子どもの人権を考える



2023度

埼玉県保育士会研修会

2024. 1. 25, 30

増田まゆみ(湘南ケアアンドエデュケーション研究所・元東京家政大学教授)

11月の報道から 徳島県

2023/11/03 08:00 読売新聞(オンライン)

「保育士が園児の背中を強くたたいた」告発文届くも対応せず、所長「考えが甘かった」...村は刑事告発も検討

徳島県 佐那河内(さなごうち)村 の村立佐那河内保育所(園児50人、保育士13人)の保育士が園児に虐待を繰り返していた問題で、保育所の男性所長(62)が昨年、同僚の保育士から問題のある保育が行われていると申告を受けた後も、村への報告など適切な対応をしていなかったことがわかった。村による独自調査が不十分だったことも重なり、被害が長期化した可能性が高い。村は対応を検証し、再発防止策を講じる。

同保育所は村内唯一の保育所。所長が2日、読売新聞の取材に応じた。

所長は昨年4月に就任した後、保育士の1人から「問題のある保育が行われている」と告げられた。しかし、村への報告や、加害が疑われる保育士への聞き取りなどは実施しなかったという。所長は村職員を退任し、再任用された直後だったことを理由に挙げ、「業務に慣れることに精いっぱい、深掘りして聞けなかった」と説明した。

12月下旬には保育所に「保育士が園児の背中を強くたたいた」などと書かれた告発文書が届いた。しかし、「その保育士には言わないでほしい」と記されていたことから、所長はすぐに対応しなかったという。



徳島県佐那河内村の村立・佐那河内保育所では、一部の保育士による「虐待」と疑われる事案があったため、村が弁護士らに依頼して調査を行いました。

その結果、おとしからことしにかけて、保育士 5 人が園児への「虐待」や「不適切な保育」などをあわせて 30 件、繰り返していたことが確認されました。

このうち「虐待」は

- ▽園児の背中や尻をたたく。
- ▽吐き出した物を無理やり食べさせる。
- ▽机にこぼれた牛乳を園児に飲ませる。
- ▽感染症の疑いがある別の園児の鼻水をつけるなど、15 件ありました。
無理やり食べさせられた子どもの中には、食事の時間にどろろが激しくなり激しく泣く子もいたということです。

また

- ▽園児の発達の状態をからかうなど「虐待以外の有害な影響を与える行為」は 3 件でした。

さらに

- ▽食事の量を減らす。
- ▽絵本を読んでほしいという園児に「うるさい」と発言するといった「不適切な保育」が 12 件ありました。

村は 1 日夜、保護者説明会を開き、岩城村長が謝罪しました。

村によりますと、5 人の保育士のうち 2 人は退職し、別の 2 人は自宅待機、残りの 1 人は勤務を続けていて、村は保育士の処分や刑事告発を検討しています。

40 代の保護者は「村に保育所はこしがなく、なくなると困るので、正すところは正してほしい」と話していました

学びの前に今の私を知る

●保育者による虐待の報道を聞いて…。見て…。感じたこと・考えたこと

●私の保育、私の園の保育は

I 子ども基本法と子どもの権利

こども基本法

子ども家庭庁ホームページ

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

概要

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約(※)の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

概要	こども基本法の概要	
	目的 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。	
基本理念	<ul style="list-style-type: none">① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備	
責務等	<ul style="list-style-type: none">○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力	
白書・大綱	<ul style="list-style-type: none">○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)	
基本的施策	<ul style="list-style-type: none">○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備○ 関係者相互の有機的な連携の確保○ この法律・児童の権利に関する条約の周知○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等	
	こども政策推進会議 <ul style="list-style-type: none">○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置<ul style="list-style-type: none">① 大綱の案を作成② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進③ 関係行政機関相互の調整 等○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる	
	附則 <ul style="list-style-type: none">施行期日：令和5年4月1日検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討	

目的

目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、**日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神**にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

- ◆ これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。
- ◆ **常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。**
- ◆ このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されました。

定義

定義（第2条）

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、**心身の発達の過程にある者**をいう。
2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

- ◆ 「こども施策」とは、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなります。
- ◆ ①「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解されます。その具体的な例が、第2項各号に列記されています。
- ◆ ②「一体的に講ずべき施策」とは、例えば、以下の施策が含まれると解されます。
 - ✓ 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に關係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）
 - ✓ 「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

基本理念

基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

- ◆ 1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。

基本理念（第3条）

- ◆ 4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達の程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものです。

- ✓ 国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としています。この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれています。
- ✓ 「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮することです。こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。

○ 児童の権利に関する条約

第3条 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

◆ 5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものです。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものです。

◆ 6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものです。

○ 児童の権利に関する条約

第18条 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

第20条 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

責務等（第4条～第7条）

責務

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

◆ 国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課しています。

◆ 事業主に対し、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課しています。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課しています。

都道府県子ども計画
市町村子ども計画

都道府県子ども計画、市町村子ども計画（第10条）

（都道府県子ども計画等）

- 第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- ◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

各自治体での子どもに関わる条例の動向

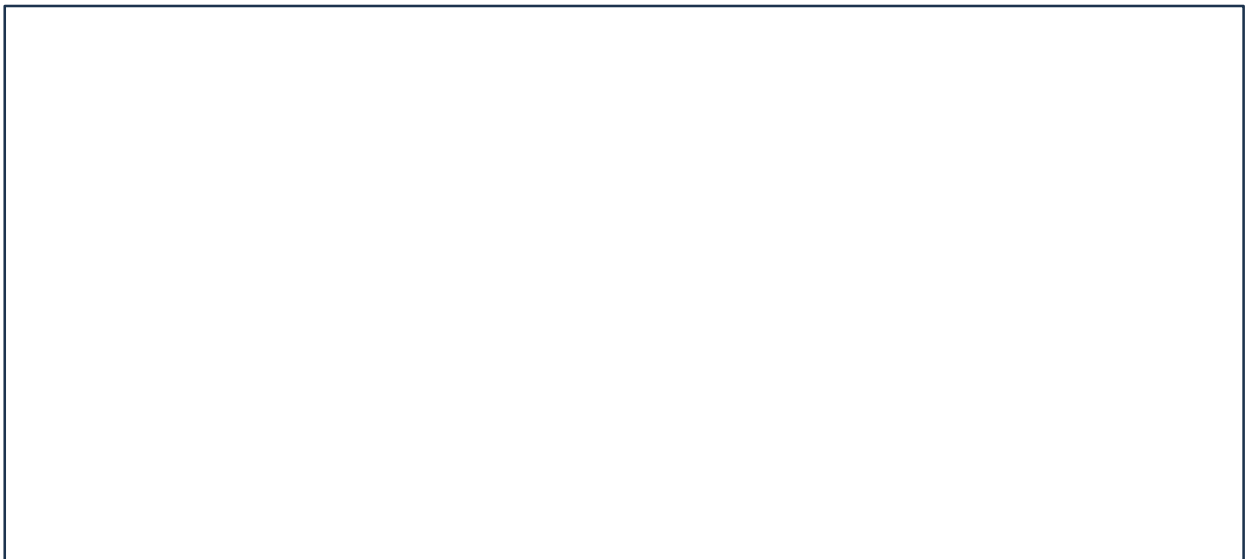
○ 最初に制定されたのは、川崎市条例である、同条例は、前文と8章41条から構成され、子どもを「市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」（2条1号）と定義づけ、子どもの権利として「安心して生きる権利」、「ありのままの自分でいる権利」、「自分を守り、守られる権利」、「自分を豊かにし、力づけられる権利」、「自分で決める権利」、「参加する権利」及び「個別の必要に応じて支援を受ける権利」の7つの権利を掲げた（10条～16条）うえで、これらの権利は大切なものとして保障されなければならない（9条）としている。そして、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障に関する規定を置き（17条～28条）、子どもの参加の促進と子ども会議の開催（29条～34条）、相談及び救済（35条）、行動計画の策定と施策の推進（36条、37条）、権利委員会の設置と検証（38条～40条）等を定めている。まさに、子どもの権利を保障するために総合的な内容となっている（地方自治研究機構ホームページより）

「子どもの人権を尊重する保育(尊重できなかった)」について、
日々の生活の中で具体的に語り合ってみましょう。

エピソード



グループで、報告し合い、あらためて「子どもの人権を尊重する保育」
について、書いてみましょう。



Ⅱ 保育者としての基本 専門職の倫理綱領

- 日本看護協会は、昭和63年に我が国初の看護職の行動指針として「看護師の倫理規定」を作成、平成15年「看護者の倫理綱領」、令和元年「看護職の倫理綱領」
 - 『医の倫理綱領』は、医道の高揚を定款に掲げる日本医師会の基本原則の一つとして、平成12年4月決定
 - 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は、平成7年年に日本社会福祉士会によって採択、平成17年日本ソーシャルワーカー協会によって改訂・採択
- 保育士の国家資格化を前に、専門職として、保育士の倫理綱領策定の必要性

平成14年 検討会が設置

平成15年採択

全国保育士会倫理綱領策定

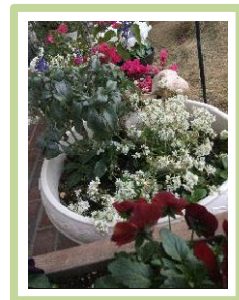
全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身共に健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任を持って、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人一人の子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。
私たちは、保護者の子育てを支えます。
私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

前文の重要性～3つの視点



全国保育士会倫理綱領検討特別委員会

委員長 柏女 霊峰 淑徳大学社会学部教授・日本子ども家庭総合研究所
子ども家庭政策研究担当部長

副委員長 御園 愛子 全国保育士会副会長

委員 吉川由基子 全国保育士会常任委員

// 嵯峨エミ子 全国保育士会委員（秋田県・秋田成徳会第一ルン
ビ二園）

// 志賀口三枝子 全国保育士会委員（静岡県・和光保育園）

// 上村 初美 全国保育士会委員（福岡県・砂山保育園）

// 小川 益丸 全国保育協議会副会長（広島県・新市保育所）

// 増田まゆみ 小田原女子短期大学教授

※「全国保育士会倫理綱領」は、平成14年度に全国保育士会倫理綱領
検討特別委員会により策定されました。

委員の肩書きは平成14年度のものです

子どもの最善の利益

1. 私たちは、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

子どもの発達保障

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身共に健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

保護者との協力

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受け止め、保護者により良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

プライバシーを保護

4. 私たちは、一人一人のプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

チームワークと専門機関との連携

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

利用者の代弁

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受け止め、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受け止め、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

ネットワーク

7. 私たちは、地域の人々や関係機関と共に子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます

専門職としての責務

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

エピソード



これまでの私の保育・私の園の保育の中から、「子どもの最善の利益を第一義にした保育」だと心に残る、エピソードを書いてみましょう。

エピソードの活用

研修・研修後 ～ 園内研修への活用

他の保育担当者と共に取り組み、それぞれのエピソードをもとに「子どもの最善の利益を第一義にした保育」について、対話し、考え合ひましょう。

子どもの最善の利益を第一義にした保育 (子どもの人権の尊重)

国際連合が1989(平成元)年に「**子どもの権利条約**」を採択、その後1994年わが国でも批准された。世界で158番目の締結国である。第3条において、批准国は子どもの最善の利益のために行動しなければならないと定めている。この条約は**子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約**であり、18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。

保育指針に、「**子どもの最善の利益**」という文言が初めて記述されたのは、**批准後の第 次改訂**の1999年である。総則に「**・・・保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。**」とされた。

第三次改定の保育指針総則には「(1) 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、**保育に欠ける**子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する**子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場**でなければならない。」とされた。

児童福祉法の改正により、**第四次改定保育指針総則**には「1 保育所保育に関する基本原則(1) 保育所の役割ア 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、**保育を必要とする**(以下現行指針と同じ)、入所する**子どもの最善の利益を考慮し、**(以下現行指針と同じ)。」と変更されている。

1999年以降、基本的理念として「**子どもの最善の利益を考慮**」することが継続して示されている。保育所等の保育を担う者が、**子ども一人ひとりをかけがえのない存在であり、権利の主体としてとらえること、子ども自ら能動的に環境に関わり育つ存在であることを強く認識**して保育することが求められている。このことは、全ての子どもの保育における基本であるが、特に大人への依存なしには、生理的欲求を満たすこともできない3歳未満児を対象とする保育においては、重要である。

児童福祉法

昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

平成二十八年六月三日

第一条 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神**にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利**を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮**され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○保育所保育指針(平成30年施行)総則



1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、**児童福祉法**(昭和22年法律第164号)**第39条**の規定に基づき、**保育を必要とする子どもの保育**を行い、その**健全な心身の発達**を図ることを目的とする**児童福祉施設**であり、**入所する子どもの最善の利益**を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最も**ふさわしい生活の場**でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、**保育に関する専門性を有する職員**が、**家庭との緊密な連携**の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、**保育所における環境を通して**、**養護及び教育を一体的に行うことを特性**としている。

ウ 保育所は、**入所する子どもを保育**するとともに、**家庭や地域の様々な社会資源との連携**を図りながら、**入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援**等を行う役割を担うものである。